## 相続税の計算の具体例(妻&子2人)

## 課税価格の計算 相続税の総額の計算 各人毎の納付すべき税額の計算 課税価格の合計額 3年以内 +(妻) 4.200万円 み 各人の課税価格 に応じた割合 各人の課税価格 +(長男) 500万円 課税価格の合計額 な 非課税財 +(次男) 500万円 相続 =5.200万円 0 財 式費用 産 与財 基礎控除額 基礎控除額 3.000万円 3000万円+ +法定相続人3人×600万円 法定相続人×600万円 =4.800万円 課税遺産総額 各人の課税価格に応じた割合 妻 (70歳) 課税遺産総額 課税価格の合計額 5,200万円 相続財産 4.400万円 -基礎控除額 4.800万円 算出相続税額 土地4.000万円 =400万円 小規模宅地の特例適用 800万円 法定 法定 法定 配偶者の税額軽減 建物1.200万円 相続分 相続分 相続分 預金2.400万円 妻(法定相続分1/2) 正味の遺産額が1億6.000万円までか、 非課税財産 0円 法定相続分に応じた取得金額 配偶者の法定相続分までであれば、配偶 お墓0円 (非課税) 400万円×1/2=200万円 者に相続税はかかりません。 税率:10% 債務・葬式費用 200万円 法定 法定 法定 納付すべき税額 相続税の総額の基礎となる税額 債務(未払い医療費)50万円 相続分 相続分 相続分 200万円×10%-20万円 葬式費用150万円 に に に =20万円 妻の課税価格 4.200万円 応じた 応じた 応じた 長男(法定相続分1/4) 取得 取得 取得 法定相続分に応じた取得金額 長男 余額 余額 余額 各人の課税価格に応じた割合 400万円×1/4=100万円 税率:10% 相続税の総額の基礎となる税額 長男(45歳・別居・自宅所有) 算出相続税額 100万円×10% 相続財産 500万円 =10万円 税率 税率 税率 納付すべき税額 預金100万円 次男(法定相続分1/4) 株式400万円 法定相続分に応じた取得金額 長男の課税価格 500万円 400万円×1/4=100万円 税率:10% 相続税 相続税 相続税 相続税の総額の基礎となる税額 次男 各人の課税価格に応じた割合 の $\sigma$ の 100万円×10% 次男(42歳・別居・自宅所有) 総額の 総額の 総額の =10万円 基礎 基礎 基礎 算出相続税額 相続財産 500万円 となる となる となる 預金100万円 相続税の総額 税額 税額 税額 株式400万円 納付すべき税額 (妻)20万円+(長男)10万円 長男の課税価格 500万円 +(次男)10万円 =40万円

相続税の総額

配偶者の

税額軽減

4.200万円/5.200万円=80.77%

40万円×100%=323.076円

500万円/5.200万円=9.615%

40万円×9.615%=38,461円

500万円/5.200万円=9.615%

40万円×9.615%=38.461円

323.076円

38,400円

38.400円

0円

算出

相

納付すべき税額